⑻　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
⑼　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑽　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⑾　手続における交渉の有無　無。
⑿　契約書作成の要否　要。
⒀　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無。
⒁　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、上記４⑴に同じ。
⒂　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒃　入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。
　なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。
⒄　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
⒅　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
⒆　配置予定の技術者等　本工事に設置される主任（監理）技術者等は下記の条件を満たすものを当該工事に専任で設置しなければならない。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む）している期間とする。
　ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。
・下部工に係る工事の経験を有する技術者は下部工が稼働している期間。
・基礎ぐい工に係る工事の経験を有する技術者は基礎ぐい工が稼働している期間。
　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち、いずれかの者が従事役職に係わらず元請として完成・引渡しが完了した下記の経験を有すること。途中交代する場合も同等以上の工事経験を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）
　なお、求める経験１～２を同一の工事において有する必要はない。またすべての経験を同一の者が有している必要はない。
求める経験１
　躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
求める経験２
　深礎工法により施工した杭径３m以上の場所打ち杭の工事
⒇　共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が3,000万円以上になるときは、構成員のうち１者は監理技術者を設置しなければならない。
(21)　工事内容説明会を下記の要領で開催する。
①　開催予定日：平成27年11月６日（金）
②　場所：中日本高速道路株式会社　名古屋支社
③　参加資格等：説明会に参加できる者は上記２の競争参加資格の要件を満足する者とし、参加人数は１者につき３名までとする。
④　参加申し込み方法：工事内容説明会に参加を希望する者は、平成27年11月５日（木）正午までに書面（様式自由）により申し込むものとする。
⑤　申込先：上記４⑴に同じ。
⑥　その他：説明会の開催時間は追って通知する。
(22)　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin Meishin Expressway Kameyama-Nishi Junction Ramp Bridge (Substructure)
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 13 November 2015
⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 17 December 2015. (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 17 December 2015)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Japan Tel. 052―222―1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 27 年 10 月 29 日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　近藤　清久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新名神高速道路　亀山西ジャンクションランプ橋（鋼上部工）工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所　自）三重県亀山市安坂山町
至）三重県亀山市安坂山町
⑷　工事内容　本工事は、新名神高速道路における亀山西ジャンクションランプ橋の鋼上部工工事を行うものである。
⑸　工事概算数量
亀山西ジャンクションランプ第一橋
鋼（４＋２）径間連続鈑桁橋　橋長326m、最大支間長60m、鋼重　約750ｔ　送出し架設工法、クレーンベント工法
亀山西ジャンクションランプ第二橋
鋼８径間連続箱桁橋＋鋼５径間連続鈑桁橋　橋長654m、最大支間長70m、鋼重　約1,850ｔ　送出し架設工法、クレーンベント工法
⑹　工期　契約締結の翌日から1,440日間
⑺　使用する資機材
鋼材　約2,600ｔ
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。
⑽　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。